

2025（令和7）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（刑事訴訟法）出題の趣旨

第1問は、身体拘束を受けていない被疑者の弁護人依頼権について、身体拘束（逮捕、勾留）を受けている被疑者の弁護人依頼権との違いを意識しつつ検討することを求めたものである。とりわけ、本問では、逮捕されていない被疑者Aとの面会を求める弁護士Bに対して、Qは取調べ中であることを理由に面会を認めなかった、との事実を与えているので、このような警察官の対応が適法かどうかを検討する必要がある。併せて、逮捕後の接見について、Qは「逮捕後の諸手続が終わった後に、30分だけ」という条件を付けて接見を認めているので、この接見指定（刑訴法39条3項）の適法性についても検討してほしいところである。

第2問は、刑事訴訟法に関する教科書類では必ず触れられている用語について、的確に理解できているかどうかを確かめ、また、関連する条文との関係を簡潔に説明することを求めたものである。